

会費に関する規程

制 定 平成 6 年 1 2 月 1 4 日
一部改正 平成 8 年 3 月 2 8 日
一部改正 平成 3 0 年 6 月 1 9 日

兵庫県フロン回収・処理推進協議会規約第 5 条に規定する会員の会費は、この規程に定めるところによる。

(会 費)

第 1 条 会員の会費は、年額とし、次のとおりとする。

- | | |
|--|----------------|
| (1) 正会員のうち A 会員 | 1 0, 0 0 0 円 |
| (2) 正会員のうち B 会員 | |
| ① 兵庫県 | 1 0 0, 0 0 0 円 |
| ② 市及び町 | 1 0, 0 0 0 円 |
| ③ 関係団体（公益法人、一部事務組合を含む。） | 1 0, 0 0 0 円 |
| なお、理事会が認めた場合は、会費を免除し、又は、会員となるべき者で構成する団体が、それらの者にかわって会費を一括する場合の会費を別に定めることができる。 | |
| (3) 賛助会員 | 2 0, 0 0 0 円 |

(臨時会費)

第 2 条 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

(納入期日)

第 3 条 推進協議会の会費は、毎年 7 月末日までに納入しなければならない。

- 2 年度途中で加入したときは、加入月日にかかわらず、加入後速やかに年会費を納入しなければならない。
- 3 年度途中で会費額の変更等の事由が生じたとき、もしくは退会したときは、既に納入された会費は返還しないものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成 6 年 1 2 月 1 4 日から施行する。
- 2 推進協議会の設立当初における入会者は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 6 年度の会費を平成 7 年 3 月 3 1 日までに納入するものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成 8 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、平成 3 0 年 6 月 1 9 日から施行する。